

## 新たな育児休業中の給付金「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」 2025年4月1日施行

育児休業中の給付金としては「育児休業給付金」及び「出生時育児休業給付金」が既存の制度として存在していましたが、雇用保険法の改正により、仕事と育児の両立を図りやすくすることを目的に、育児に伴う新たな給付として、「出生後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」が創設され、2025年4月1日に施行されました。

詳しくは、厚生労働省のHPでご確認ください [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html)

### 給付金の概要

出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
原則として、父親・母親がともに出生直後の一定期間に14日以上育児休業を取得した場合に、「育児休業給付金」または「出生時育児休業給付金」と併せて、最大28日間支給される。	2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たすと支給される。

### 出生後休業支援給付金の支給要件

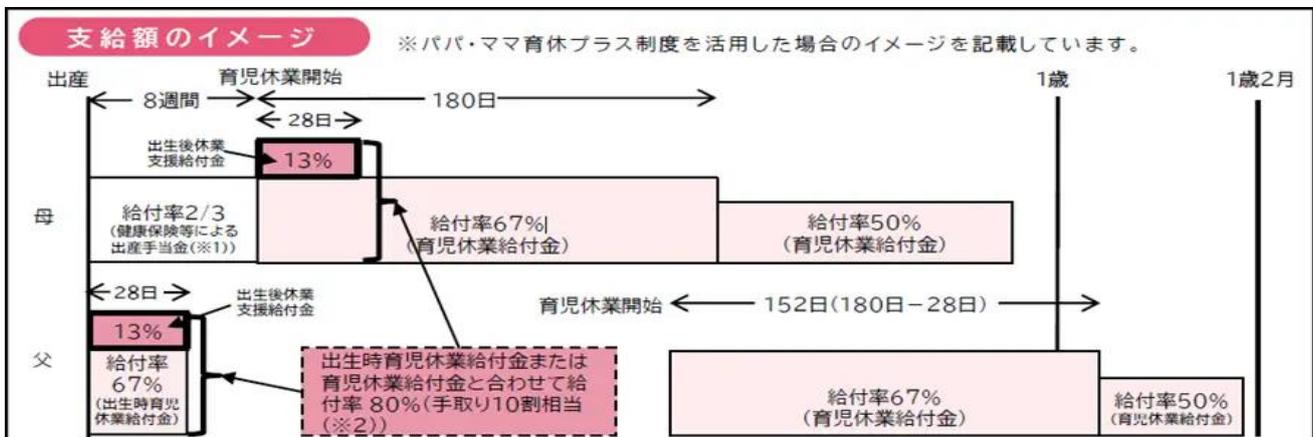
雇用保険の被保険者が、次の①及び②の要件を満たした場合に支給されます。

- ① 被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後/VPA育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること

### 出生後休業支援給付金の支給額

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業期間の日数 (最大28日)} \times 13\%$$

休業開始時賃金日額は、同一の子について最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で割った額となります。休業期間の日数は、要件①の対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日が上限となります。なお、就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行われません。



### 育児時短就業給付金の支給対象者の要件

- ・ 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ・ 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて育児時短就業を開始したこと、または育児時短就業開始日前2年間に被保険者期間が12カ月あること

### 育児時短就業給付金の支給対象月

上の2つの条件を満たした被保険者が以下の要件をすべて満たす月が支給対象となります。

- ・ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ・ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ・ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ・ 高齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

### 育児時短就業給付金の支給額

$$\text{支給額} = \text{育児時短就業中に支払われた賃金額の10\%相当額 (原則)}$$

例えば、短時間勤務中の賃金が月額20万円の場合は「20万円×10%＝2万円」